



長野県報

3月31日(火)
令和2年
(2020年)
号外

目次

規則

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）	1
長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）	1

規則

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和2年3月31日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程
長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、本庁及び現地機関に、別に定めるところにより、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。別表第2の南信発電管理事務所の項中「及び」を「、横川蛇石発電所及び」に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「の管理」の次に「並びに発電所の建設」を加える。

附則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

経営推進課

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和2年3月31日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程
長野県企業局事務処理規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1に次の事項を加える。

(7) 当該機関の職員に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく次の事項

- ア 第22条の2第1項の規定による採用
- イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定
- ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示

エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新

オ 第38条第1項の規定による許可（第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。）

(8) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年長野県条例第3号）第3条第1項の規定による所属職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（別表第3の1の(1)及び別表第4の1の(4)において「会計年度任用職員」という。）に限る。）の職務に専念する義務の免除

別表第3の1の(1)中「職員及び」を「職員、」に改め、「（昭和25年法律第261号）」を削り、「並びに非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を「及び会計年度任用職員」に改める。

別表第4の1の(3)を次のように改める。

(3) 地方公務員法の規定に基づく次の事項

ア 第22条の2第1項の規定による採用

イ 第22条の2第2項の規定による任期の設定

ウ 第22条の2第3項の規定による任期の明示

エ 第22条の2第4項の規定による任期の更新

オ 第38条第1項の規定による許可（第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係るものに限る。）

別表第4の1の(4)を同(5)とし、同(3)の次に次の事項を加える。

(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第1項の規定による所属職員（会計年度任用職員に限る。）の職務に専念する義務の免除

別表第6の1の(10)を次のように改める。

(10) その他の軽易なこと。

別表第6の1の(11)を削り、同7の(2)に次の事項を加える。

ウ 第28条の規定による料金、手数料及び加入金の減免

附則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

経営推進課